

◎モーターボート競走法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第一六号)

一、提案理由 (平成一九年三月二〇日・衆議院国土交通委員会)

○冬柴国務大臣 ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

モーターボート競走は、その売り上げを通じ、船舶関係事業の振興を初めとした公益振興を行うとともに、地方財政の改善にも寄与しており、高い社会的意義を有しております。しかしながら、近年では、景気の低迷等を背景に長期的に売り上げの低落が続いており、主催者である施行者等の収益状況は大幅に悪化してきております。

また、政府におきましては、一昨年末に行政改革の重要方針を閣議決定し、公営競技関係法人の見直しの一環として、モーターボート競走における交付金制度のあり方や関係法人の組織及び業務のあり方についての見直しを行うこととしたところであります。

以上のようなモーターボート競走を取り巻く社会状況に的確に対応するため、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の活性化を図るとともに、関係法人の組織及び業務のあり方を見直しを行うこととし、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、競走の実施に関する事務の一部を施行者以外の地方公共団体や私人にも委託することができることとする等、競走の実施に関する規定の整備を行うこととしております。

第二に、施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金について、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行うとともに、施行者が、交付金の交付を行うことが著しく困難なときは、当該交付金の交付の期限を延長することができることとしております。

第三に、日本船舶振興会の組織及び業務のあり方について、指定法人化するとともに、補助金交付業務の一層の透明性の向上を図ることとするほか、モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会を統合し、業務の効率的な実施体制を構築することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告 (平成一九年三月二七日)

○塩谷立君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人のあり方を見直しを行うため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容

は、

第一に、施行者は、モーターボート競走の実施に関する事務の一部を、モーターボート競走会に加え施行者以外の地方公共団体または私人に委託することができること、

第二に、場外発売場の設置等をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこと、

第三に、施行者は、日本船舶振興会への交付金の交付を行うことが著しく困難なときは、交付金の交付期限を延長することができること、

第四に、施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金の額を定めた別表を改めること、

第五に、関係法人の組織形態及び業務内容を改めること

などであります。

本案は、去る三月二十日日本委員会に付託され、同日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二三日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 現在のモーターボート競走が置かれている状況及び今回の法改正の趣旨を踏まえ、引き続きモーターボート競走が適切に実施されるよう、必要な環境整備に努めるとともに、真に地域振興に資する公営競技となるよう、施行者の厳しい経営の立て直しに向け、万全を期すること。

二 競走の実施事務を委託する場合にあつては、委託先の選定における公平性、透明性を確保するとともに、無駄な支出を防止するよう、施行者を適切に指導すること。

三 モーターボート競走により得られる収益については、法の趣旨にのっとり、適切かつ適正に使われるよう、施行者に対する指導及び監督を徹底すること。

四 場外発売場を設置しようとする者は、地元との調整を十分に行うよう、適切に指導すること。

五 船舶等振興機関及び競走実施機関の業務について、適切に執行されるよう必要な指導を行うこと。また、船舶等振興機関及び競走実施機関が、いわゆる天下り機関との指摘を受けることがないように、配慮すること。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一九年三月二九日）

○大江康弘君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、モーターボート競走法の一部を改正する法律案は、モーターボート競走の振興

を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走実施に関する事務の一部の私人等への委託、赤字施行者に対する交付金猶予制度の導入、日本船舶振興会への交付金制度の見直し等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、施行者の収益悪化の要因とその改善策、業務委託と施行者の事業責任の確保、場外発売場の設置に係る地元調整の徹底等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小林委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、モーターボート競走事業の運営に当たり、適切な外部委託・機械化の推進等によりその効率化・コストの縮減等が促進され、収益改善が図られるよう、施行者への適切な指導に努めること。

二、場外発売場の許可に当たり、その設置を近隣市町村に通知し、重大な影響が生じることが予想されると近隣市町村が判断した場合には、当該近隣市町村を含む関係自治体の十分な理解の下で円滑に設置・運営されるよう指導すること。

三、船舶等振興機関の業務及びその補助業務について、行政改革の重要方針に基づき、適正かつ効率的に執行され、特に、補助業務については、その効果が明らかにされるよう努めること。

右決議する。